

## ご存知ですか? GIマーク

地名付き農林水産物のブランドを保護するマークです。



►地理的表示（GI=Geographical Indication）保護制度は、地域独特のつくり方や品質が産地と結びついた農産物や食品を、国がブランドとして保護するものです。そして一定の基準を満たす商品のみ GI マークをつけることができます。

例

夕張 メロン  
地名 + 产品名

品質が国のお墨付き

ブランドのただ乗り防止に

品質の底上げに

特產品を使った加工品で販路が拡大

### GIマークの基準

対象

農林水産物や飲食料品（お酒を除く）



品質の基準

品目に応じて糖度や大きさ等の基準を定めて登録・公開。

品質の管理

生産者団体が管理。国が定期的にチェック

不正使用の対応

国が直接取り締まる。5 年以下の懲役 or 3 億円以下の罰金

保護の期間

無期限（取り消されない限り）



地域で育ててきた  
産品の価値が伝え  
やすくなったり



このマークが  
産地と品質が  
保証されている  
証拠なのね



①国が「お墨付き」を与えます。

②品質を守るものだけが市場に流通します。（他の商品と差別化がはかれます）

③訴訟の負担なく自分たちのブランドを守れます。

④地域共有の財産として地域の生産者全體が使用できます。

## 全国で登録された特産品の事例

※2016年12月で24品目

|                  |                |                |                  |                        |
|------------------|----------------|----------------|------------------|------------------------|
| 北海道<br>夕張メロン     | 長野県<br>市田柿     | 福井県<br>谷田部ねぎ   | 兵庫県<br>但馬牛       | 福岡県<br>八女伝統本玉露         |
| 北海道<br>十勝川西長いも   | 静岡県<br>三島馬鈴薯   | 福井県<br>山内かぶら   | 鳥取県<br>鳥取砂丘らっきょう | 熊本県<br>くまもと県産い草        |
| 青森県<br>あおもりカシス   | 石川県<br>加賀丸いも   | 福井県<br>江戸崎かぼちゃ | 岡山県<br>連島ごぼう     | 鹿児島県<br>鹿児島の壺造り黒酢 etc. |
| 青森県<br>十三湖産大和しじみ | 石川県<br>能登志賀ころ柿 | 奈良県<br>三輪素麺    | 山口県<br>下関ふく      |                        |
| 茨城県<br>江戸崎かぼちゃ   | 福井県<br>吉川ナス    | 兵庫県<br>神戸ビーフ   | 愛媛県<br>伊予生糸      |                        |



GIマークの登録をアピールするのに  
シール・ラベルをはじめフィルム包装、販促ツールなどが便利です!



15 mm以上



原則はカラーデザインを推奨ですが場合によっては  
農林水産省指定のモノクロデザイン、  
単色の黒一色デザインでの使用ができます。

農林水産大臣登録第3号

登録番号を記載します。※文字の大きさ、記載場所について規定はありません。

登録された产品を使用した加工品にマークを付けることはできません。※登録された产品を主な原材料として使用した加工品には、产品名を表示できます。

市田柿  
ミルフィーユ



市田柿  
ドリンク

